

児童虐待対応のポイント

- 確証がなくても通告します。
- 通告が誤りであったとしても民事上、刑事上の責任は問われません。
- 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関です。
- 保護者との関係よりも子供の安全を優先します。
- 通告は守秘義務違反に当たりません。

虐待の通告先は、

- 下の4つの場合は**児童相談所**に通告します。 tel: _____
- **教育委員会**に連絡します。 tel: _____
※市町村によっては教育委員会が通告する場合があります。
 ※道立学校は教育局に連絡します。

- ・ 明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合
- ・ 生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ・ 性的虐待が疑われる場合
- ・ 子どもが帰りたくないと言った場合

- 生命・身体に対する危険性、緊急性が高い場合は児童相談所のほかに**警察**に通報します。
tel: _____

- 上記以外の場合は**市町村の虐待対応担当課**に通告します。
tel: _____
※通告の判断に迷った場合や緊急でない場合も市町村の虐待対応担当課に連絡します。

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）（令和2年7月1日付け教生学第202号）P21～P24を参照

保護者が「学校が言い付けたので一時保護になった」と訴えてきた場合は、

- 「一時保護の判断は児童相談所です。学校ではありません。」と伝えます。

一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えます。

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）（令和2年7月1日付け教生学第202号）P34を参照

保護者から虐待の通告元を教えるよう求められた場合は、

- 「教えられません。」と伝えます。

学校はそれらの情報について保護者に伝えないこと、児童相談所や市町村福祉部局と連携して対応することが重要です。

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）（令和2年7月1日付け教生学第202号）P34を参照

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、

- 複数の教職員で対応し、速やかに教育委員会に連絡します。
※道立学校は教育局に連絡します。

学校は即時に教育委員会に連絡し、市町村（虐待対応担当課）・児童相談所・警察等・弁護士等と情報共有し連携して対応することが重要です。

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）
（令和2年7月1日付け教生字第202号）P34～P35を参照

報道から児童生徒に関する情報を求められた場合は、

- 窓口を一本化します。
- 対応を文書に記録します。
- プライバシーに関わる内容や学校運営に支障が生ずる場合は、求めに応ずることができないことを伝えます。

参考：令和元年(2019年)11月29日付け教生字第740号通知
「生徒指導に係る情報の取扱いについて」

一時保護になった場合の出欠の取扱いは、

- 次の要件を満たした場合は、指導要録上「出席扱い」とすることができます。

（出席扱いの要件）

- ① 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関して、十分な連携・協力が保たれていること。
- ② 当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

参考：平成27年8月24日付け教生字第475号通知
「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」

転校・引継ぎ時の対応は、

- 記録の文書の写しを確実に引き継ぎ、対面、電話連絡などで必要な情報を伝えます。

各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます。

※地方公共団体が定める条例に基づきます

参考：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）
（令和2年7月1日付け教生字第202号）P36～P37を参照